報　告　事　項

項　目	説　　明

1 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

雇用保険法に規定する賃金日額が変更されたことに伴い、平成30年８月１日以後の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に係る給付上限相当額が、次のとおり変更された。

区　　分		変更前	変更後
育児休業手当金	取得開始から180日まで（支給率　67／100）※	13,622円	13,695円
	181日目から（支給率　50／100）	10,165円	10,220円
介護休業手当金	取得開始が平成28年8月1日以後（支給率　67／100）	14,992円	15,075円

※　支給率は、標準報酬日額に対する割合。

2 退職等年金給付（年金払い退職給付）に係る基準利率等の変更について

被用者年金制度の一元化により、平成27年10月に創設された年金払い退職給付（新３階部分）は、毎年10月から翌年９月までの１年間に適用する基準利率等を地方公務員共済組合連合会の定款で定める仕組みになっている。

平成30年７月に定款が変更され、平成30年10月から31年９月までの基準利率、有期年金原価率及び終身年金原価率が変更された。

区　分	H27.10～H28.9	H28.10～H29.9	H29.10～H30.9	H30.10～H31.9
基準利率	0.48%	0.32%	0.00%	0.06%
有期年金原価率	19.064542	19.369259	20.000000	19.879521
終身年金原価率	21.609620	22.060662	23.006780	22.824757

※　基準利率…毎月の積立額に対する利息を算定するための利率。

※　有期年金原価率…有期年金部分の額が支給残期間にわたり一定となるよう支給残月数ごとに設定される率。上記は支給残月数240月の場合の原価率。

※　終身年金原価率…終身年金部分の額が終身にわたり一定となるよう年齢別に設定される率。上記は65歳時の場合の原価率。